

奈良県告示第三百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、大和平野土地改良区の役員が次のとおり就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和五年一月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

就任役員の役名、氏名及び住所

理事 羽山 重則 大和高田市大字西坊城二一